

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 肥料取締法に基づく登録の失効  
肥料の登録有効期間の更新  
肥料検査の結果
- 建設業者の登録まつ消
- 土地改良事業補助金交付規程の一部改正
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出  
字の廃止並びに設置
- 建設業者の登録
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 昭和二十八年度鳥取県公務員六級職採用試験の実施

## 告示

鳥取県告示第四百七十六号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定に基づき次の肥料の登録は失効した。

昭和二十八年十月三十日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

肥料の名称

保証成分量(%)

窒素全量  
磷全量  
酸加里全量

氏名

生産業者

住所

二九五、三菜種油粕 五、三二、三一、三  
安田松太郎 東伯郡高城村大字下來積四四一

四四	"	"	"	"	倉都 国治	"	倉吉町東仲町二五七三
五七	五、二	"	"	"	伊藤 壽雄	"	舍人村大字方地九八二
五八	五、三	"	"	"	杉島 逸治	"	下郷村大字光好五六三
七六	七、五	四、〇	"	"	藤井 力造	"	泊村大字泊
一九	五、三	茶種油粕	五、三	二、三	角 曉	西伯郡崎津村大字大崎一一四一	
二三	四、五	"	四、五	二、〇	林原 俊三	"	高麗村大字今津二七五
三四	五、〇	"	五、〇	二、〇	船越 幸雄	東伯郡浦安町大字逢東一〇七五	
四九	四、五	"	四、五	二、〇	竹本 良雄	西伯郡大和村大字中間三六九	
一五〇	五、三	"	五、三	二、三	水野 範子	"	高麗村大字稻光五八
一五三	四、五	"	四、五	二、〇	松下 竜	"	上道村七二九
一六四	五、三	"	五、三	二、三	塚田朝太郎	"	淀江町淀江
一四四	"	"	"	二、〇	渡辺 岩男	"	大高村大字泉四六八

鳥取県告示第四百七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基き次のとおり肥料の登録有効期間を更新した。  
昭和二十八年十月三十日

鳥取県知事 西、尾 愛 治

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の住所	氏名	更新有効期間	書換した年月日
------	-------	----------	---------	----	--------	---------

五九	五、三 菜種油粕	全窒素 五、三 全磷 二、三 全加里 一、三	東伯郡下郷村大字三保三六三 竹中 勝義	昭和三十一年 七月二十三日	二八、六、二二
一三二	四、六	四、六 二、〇 一、〇	岩美郡福部村大字細川六〇六 福部村農業協同組合 組合長 田中 孝壽	七月三十日	六、二七
一四六	五、二	五、二 二、二 一、三	西伯郡天津村大字阿賀五四五 景山 行	八月二十一日	七、一四
一五八	四、五	四、五 二、〇 一、〇	日吉津村日吉津九〇一 長谷 川香	"	七、二〇
一五九	"	"	大字富吉一、〇 前田 進	"	七、二二
一六七	五、三	五、三 二、〇 一、〇	彦名村二三七二 川端 広義	八月二十八日	七、二
一八一	"	"	光徳村大字西坪二四五 鷺見 俊賢	九月二十四日	八、二二
一八三	"	"	大山村大字坊領二七三 馬田 達夫	十月三十一日	一〇、一

鳥取県告示第四百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条

第五項の規定に基き、昭和二十八年九月中に実施した肥料検査の、結果は次のとおりである。

昭和二十八年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

肥料の種類	保証票添附者	検査 点数	内不 合 格 点 数
硫酸アンモニア	三菱化成工業株式会社 住友化学工業株式会社	三	〇
普通配合肥料	株式会社多木製肥所 神島化学工業株式会社	二	〇
苦汁加里塩	〃	四	〇
化成肥料	住友化学工業株式会社	二	〇
熔成燐肥	日之山化学工業株式会社	九	〇
粒状尿素	東洋高圧株式会社	二	〇

鳥取県告示第四百七十九号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十八年十月三十日

登録番号	年月日	商号又は名称	主たる営業所	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録（ろ）第一四三号	昭二七、二、五	森尾組	鳥取市鍛冶町五一	森尾 剛	昭二八、九、二九

鳥取県告示第四百八十号  
土地改良事業補助金交付規程（昭和二十七年八月鳥取県告示第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二条に次の一号を加える。  
八 畑地かんがい

第三条第一項中「前条」の下に「第一号から第七号までの事業又は関係面積五町歩以上の農地に対して同条第八号」を加える。

第三条第三項に次の一号を加える。  
八 畑地かんがい 四割以内

附 則

この規程は、昭和二十八年年度の補助金から適用する。

鳥取県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十月三十日

穂波溜池土地改良区	鳥取県知事 西 尾 愛 治
宮地 次郎	東伯郡大誠村大字穂波
石本 壽広	〃
河野 隆義	〃
宮地 義正	〃
磯上 六治	〃
松本 定市	〃
由良川土地改良区	東伯郡大誠村大字穂波
松本 定市	〃

福光 登	大字島
安藤 庸喜	灘手村大字穴沢
瀬尾 一夫	〃
瀬尾 壽治	大字尾原
石田 俊治	大字別所
磯上 白藏	大誠村大字穂波
沢山長太郎	大字原
福田 壽雄	大字西穂波
大西 実	大字島
石田 倭男	〃
福光 敏夫	〃
日吉津土地改良区	西伯郡日吉津村大字日吉津
富田 常一	〃
清水 隣平	〃
沢村 寛一	〃
大谷麻太郎	〃
松本 種男	〃
佃久 四郎	〃

中井 定利	〃	〃	〃
長谷川 壽三	〃	〃	〃
長谷 武	〃	〃	〃
岡島 明好	〃	〃	〃
橋井 章一	〃	〃	〃
小山 善市	〃	〃	大字富吉
山本 爲愛	〃	〃	大字今吉
高井 勝義	〃	〃	大字日吉津
日吉津村海川土地改良区			
坂本 賢顯	西伯郡日吉津村大字日吉津		
川原 幸一	〃		
齊下 一男	〃		
加納 徳市	〃		
村上 栄太郎	〃		
橋田 正勝	〃		
大東庄次郎	〃		
三島 竹松	〃		
高石 正一	〃		

石田 初雄 〃  
 元田 祐好 〃  
 大江 季市 〃  
 松本 武夫 〃  
 安田 繁芳 西伯郡巖村大字二本木  
 渡 / 正喜 〃 大和村大字佐陀

鳥取県告示第四百八十二号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、昭和二十八年十月二十三日から米子市において次のとおり字の区域を廃止しその区域に町を設置した旨、米子市長から届出があつた。

昭和二十八年十月三十日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧村名	旧大字の名称	新町名
尙徳村	大字下安曇	下安曇
〃	大字上安曇	上安曇
〃	大字別所	別所

〃	大字大袋	大袋
〃	大字榎原	榎原
〃	大字青木	青木
〃	大字兼久	兼久
〃	大字諏訪	諏訪
〃	大字福市	福市
〃	大字八幡	八幡

鳥取県告示第四百八十三号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和二十八年十月三十日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	申請者氏名
鳥取県知事登録 ① 第二六八号	昭和二十八年 七月一日	寺谷組	寺谷 元市
〃 第二六九号	〃	株式会社角和組	青柳 壽久
〃 第二七〇号	七月十日	〃 興農公社	遠藤 壽雄
〃 第二七一号	七月二十八日	高力建設有限会社	高力 貞美
〃 第二七二号	〃	山本組	山本 満穂
〃 第二七三号	〃	西古組	西古七五三
〃 第二七四号	八月六日	富士建設株式会社	永田 美春
〃 第二七五号	〃	坂本組	坂本 守正
〃 (は 第二七六号	八月二十日	伊藤組	伊藤 和明

主たる営業所々在地

八頭郡智頭町西野	鳥取市二階町二丁目	青柳 壽久
〃	米子市万能町七二	遠藤 壽雄
〃	東伯郡以西村大字高岡	高力 貞美
〃	東伯郡東郷町引地	山本 満穂
〃	西伯郡淀江町淀江	西古七五三
〃	倉吉町宮川町一八五ノ三	永田 美春
〃	福吉町二丁目一、三五五	坂本 守正
〃	鳥取市高路五〇五	伊藤 和明

〃 第二七七号	〃	福井組	倉吉町岡田一三	福井 重藏
〃 第二七八号	〃	丸吉組	東伯郡浦安町浦安三三五	丸山 長市
〃 第二七九号	〃	城平建設有限公司	鳥取市西町二〇〇	城平 実
〃 第二八〇号	〃	平和建設有限公司	西伯郡殿村大字蚊屋二八八ノ一	宮川 隆敏
〃 第二八一号	〃	有限会社杉根組	〃 庄内村大字押平六八	杉根 茂男
〃 第二八二号	〃	西日本建設設計施工株式会社	米子市久米町四一ノ二	高木 照雄
〃 第二八三号	〃	株式会社森尾組	鳥取市鍛冶町五一	森尾 剛
〃 第二八四号	〃	福田組	八頭郡佐治村大字大井	福田 晋松
〃 第二八五号	〃	茅野工業有限公司	米子市角盤町一丁目九六	茅野 安治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号  
定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田 甚 藏

一日時 十一月四日午後一時

一 場所 教育委員会々議室

一 議題 教職員昇給昇格について

公 告

昭和二十八年年度鳥取県公務員(六級職)採用試験につき  
次のように公告する。

昭和二十八年十月三十日

鳥取県人事委員会

記

一 試験の対象となる職務の級 六級職

職務の級 六級職

範囲及び職務の概要

1 一般事務職 そのつ、度指図を受けることもあるが主として勤務の方針等について一般的な指揮監督を受けて責任ある書記的事務を行う職務で、相当の修習、経験を必要としこれに必要な知識又はその職務を行うに当つて自ら新たな判断を下して行く必要のある職務

- 2 土木職
- 3 建築
- 4 農業
- 5 農芸化学
- 6 林業
- 7 畜産
- 8 蚕糸
- 9 農業土木

そのつ、度指図を受けることもあるが主として勤務の方針等について一般的な指揮監督を受けて専門技術的な仕事又はこれの補助を行う職務で相当の修習、経験を必要とし、且つその職務に関する学理、技術についての充分な知識、及びその仕事を行うに当つ

て自ら新たな判断を下して行く必要のある職務  
給与

初任給は原則として六級一号(七、六五〇円)でこの外扶養家族があれば扶養手当が又、勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。

二 受験できる者

この試験は1の受験資格を有し2の欠格事項のいづれにも該当しない者であれば受験できます。

1 受験資格

学歴又は経歴

次の各号のうち一つに該当する者

- (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は昭和二十九年三月三十一日までに卒業見込の者
- (2) 旧大学令による大学の卒業生、又は昭和二十九年三月三十一日までに卒業見込の者

- (3) 学校教育法による短期大学の卒業者で卒業後昭和二十九年三月三十一日までの期間が三年に満ちる者
  - (4) 旧高等学校令、又は旧専門学校令による修業年限三年以上の高等専門学校卒業後昭和二十九年三月三十一日までの期間が三年に満ちる者
  - (5) 旧中学校令、旧高等女学校令、旧実業学校令、又は旧中等学校令による中学校の卒業者、又は修業四年修了者で卒業、又は修了後昭和二十九年三月三十一日までの期間が
    - イ 修業年限五年の学校卒業者にあつては八年に満ちる者
    - ロ 修業年限四年の学校卒業者、又は修業四年修了者にあつては九年に満ちる者
  - (6) 人事委員会が(1)から(5)までに該当する者と同等以上と認めたる者
- 但し、次の職についてはその学歴、経歴の条件を充すとともに次の資格を有するか、又は有する見込がなければなりません。

- 土木職(測量士) 建築職(建築士) 畜産職(獣医師)
  - 農業土木職(測量士)
- 大正十四年四月二日以後に生れた者  
但し①及び②の卒業見込の者並びに昭和二十六年三月以降の卒業者に限り年令を制限しません
- 性別  
男女の別を問いません。
- 2 欠格事項
- (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 禁治産者及び準禁治産者
  - (3) 禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 鳥取県において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しない者
  - (5) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張することを政党、その他の団体を結成し又はこれに

加入した者

三 試験の区分及び方法

試験はその対象となる職に必要なとする知識、経験、技術等に応じて次の表の区分欄のとおり九種に分けこの区分ごとに次の表の試験方法欄に記載する方法により行います。受験者はこの試験区分のうちの一つか一種を選ぶことができます。

第一次試験

筆記試験

教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について行います。

試験の区分、専門試験

一般事務職 憲法、行政法、経済学大意、通常の行政事務に必要な一般的知識及び判断力等

土木職 数学、力学、水理学、測量、土木施工、土木材料、河川、港湾、水力発電、道路、鉄道、橋梁、都市計画、衛生等

建築職 数学、設計、意匠、計画、計画原論、設備、建築史、建築構造、構造力学、材料力学、建築材料、建築施行、法規等

農業職 栽培学汎論、土壤肥料学、作物学、園芸学、植物病理昆虫学、育種遺傳学、植物生理学、畜産学一般、農業経済学一般等

農芸化学職 有機化学、無機化学、分析化学、理論化学、土壤学、肥料学、生物化学、栄養化学、農産製造学、発酵学、農薬、畜産製造学等

林業職 林政、森林經理、造林、森林利用、木材工業、林産製造、森林工学、砂防工学等

畜産職 畜産原論、家畜各論、家畜飼養学、畜産製造学、化学一般獣医衛生一般、農業経済一般、耕種栽培技術等

蚕糸職 蚕種学、育蚕学、応用昆虫学、蚕病学、栽桑学、製糸原料学、製糸学、纖維物理学、纖維化学、機械工学、蚕糸経済論等

農業土木職 農学一般、工学一般、農業水利、農地造

成、土地改良、農業機械、測量学、気象学等  
第二次試験

口頭試問 主として人物についての面接による試験を行います

身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて行います  
身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、その他について身上調査を行います

備考 第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

四 試験の日時、場所及び発表

第一次試験

日時 昭和二十八年十二月十三日(日)午前八時三十分から

試験地 鳥取市

試験場 鳥取市東町鳥取西高等学校第二校舎

試験結果の発表

昭和二十八年十二月下旬県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

第二次試験

日時 昭和二十九年一月中旬に行いますが別に本人に通知します。

試験地 鳥取市

試験場 本人に通知します

試験結果の発表

昭和二十九年一月下旬、県公報に登載し、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

五 合格から採用までの経路

1 それぞれの試験区分の合格者はその区分ごとの採用候補者名簿に登載されたいうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

従つて、合格者は全部が必ずしも採用されるとは限りません。

2 採用候補者名簿の有効期間は原則として一年間となつています。

六 受験手続

申込用紙

申込書は次の場所で交付します。

鳥取市東町県庁内鳥取県人事委員会事務局

◎ 申込用紙を郵便で請求する際は、十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

申込先及び申込手続

1 採用試験申込用紙に必要な事項を記入し、人事委員会事務局に提出のうえ受験票を受領して下さい。

2 採用試験申込書郵送の際は封筒の表に「六級職採用試験申込」と朱書し、十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

◎ 受領した受験票には最近六月以内に撮影した写真(上半身脱帽正面向きのもの)をはりつけて受験当日持参して下さい。写真のない場合は受験できません。

受付期間

昭和二十八年十一月二日(月)から昭和二十八年十月三十日(月)まで(但し、執務時間内)郵送の

七 その他

場合には、昭和二十八年十一月三十日(月)の午後五時までの着信に限り受付けます。

1 この試験は鳥取県の公務員の採用試験であつて、国又は市町村の公務員の採用試験ではありません。  
2 この試験の詳細については人事委員会事務局に照会して下さい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町

所

本年度こそは！

# 良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて頂きます。

## 予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の  
デパート

# 鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268（日赤前入る）

電 2 7 3 1

出張所——鳥取駅前（うまき旅館前）